

痴漢と冤罪についての一考察（八・完）

齋藤 信治

はしがき

I 要点概説

〔注, 参考文献・略称〕（以上, 126巻5・6号）

II 要点各説

第一款 被害の実在性（1） 単なる物理的接触

第二款 被害の実在性（2） 変わり種 —— 背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題 —— 巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性（3） デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種（及び警察官「現認」事件）
（以上, 126巻9・10号）

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より, 早期中止要求発声・防衛を！（以上, 126巻11・12号）

III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決（以上, 127巻9・10号）

2 若干の注目点（以上, 129巻1・2号）

3 難しい有罪維持確定事件

〔I〕東京高判平12・12・13, 最決平14・9・26（長崎事件＝西武池袋線事件）

〔II〕東京高判平13・11・5（小泉事件＝京浜急行線事件）

（以上, 129巻3・4号）

〔III〕東京高判平14・9・13（外房線事件）（以上, 129巻5号）

IV 各方面へのメッセージ

1 痴漢冤罪が心配な一般市民各位へ

- 2 華の女子高生その他の淑女諸氏へ
- 3 本物の痴漢諸氏へ
- 4 道案内・振り込め詐欺注意など家族も含め日ごろ何かとお世話になっているお巡りさん達へ
- 5 「正義・被害者の味方」を志向し時に自省もする検事さんへ
- 6 人権と法秩序の擁護者たる裁判官諸公へ
- ※ 頼りの弁護士（人権擁護の旗手たる弁護士）諸公へ（以上、本号）

Ⅳ 各方面へのメッセージ

1 痴漢冤罪が心配な一般市民各位へ

痴漢と間違われたり痴漢と言いがかりを付けられたりしないよう、女性との隣り合わせは極力避け、どうしてもそうもいかない場合には、空いている手は全て吊革等に預けるなどするのが、上策だが、運悪く痴漢と誤解されてしまった場合はどうか。公表されている「全国痴漢冤罪合同弁護士団」などの権威ある弁護士達の無実の者へのアドバイス³⁸⁾を小生なりに総括し、愚見も加味すると、以下のようである。

- ① 無実なら、被害を主張する女性に対しては、駅ホーム上で、誤解であることを——少なくとも、自分は、絶対にやっていないこと、裁判例にも示されているように、陰に隠れた真犯人が幾らも考えられることを（なお、吊革・鞆・傘などで手もふさがっていたなら、その旨も）——真剣に誠意をもって、説明し、粘り強く説得に努めること。……「すみません」などと言うと、たとえ痴漢行為を謝罪するつもりでなく、

38) 秋山賢三・PRESIDENT 2009年8月3日号〔Online 2010・4・19〕, 同・2017・4・18毎日新聞, 鈴木181〔升味佐江子〕, 井上103, 生駒巖・2014・4・22弁護士ドットコム, 同・File 27号64, 同・2017・5・17毎日新聞, 同・続弁護士25, 荒木伸怡・2017・4・19朝日デジタル「ニュースQ3」, 松沢直樹＝山岸純・PRESIDENT Online 2021・4・30。順不同。なお、別に、栗野166。

つい言ってしまったり、単に穏便にその場を切り抜きたいと思っただけのことであっても、相手の女性・警察・検察には（また、しばしば裁判所にも）痴漢行為を認めたと解釈されてしまうので、そのような発言は厳に控えるべきである！

- ② 逃げたりせず堂々・悠然と振る舞う。虚偽申告・誤認逮捕すれば責任を生じ得ることも伝える。
- ③ 遅くとも、立ち去る際には、逃げ隠れする気は全く無いことを強調し、その裏付けとして、名刺（なければ、自己の住所・氏名・勤務先等・身分を書いたメモ）を渡す（名刺の作成・複数携帯が是非とも望ましい）。
- ④ 女性や他の者に掴まれるなどして、立ち去ることもできず、どうしようもない（逮捕された状態の）ときは、（携帯電話・スマホ等で）知っていて頼れると思う弁護士または——そういう弁護士がいない普通の場合は、とりあえず—— 当地の弁護士会（→ 同会で用意している当初〔初回接見+アドバイス。精々一日〕だけは無料で対応してくれる「当番弁護士」）に可及的速やかな救援を依頼する（もし自分で直接依頼はできない場合には、家族・警察等に連絡を頼む。警察は拒否できない。万々一拒否されたら、一切取調べに応じない）。なお、東京の場合には、細かくいうと、「東京弁護士会」「第一東京弁護士会」「第二東京弁護士会」の三つがあるが、当番弁護士の制度は三会同で運用されているので、いわば「東京の弁護士会」に当番弁護士の世話を依頼する形になる。……二回目の接見以降の弁護は、原則として有料となり、担当の当番弁護士に引き続き弁護を依頼するか、他の適当な弁護士を探して依頼するのが原則だが、余りカネがない場合については、後記【追加的説明】のように、国選弁護などの制度がある。……家族にも速やかに、どこの場所で痴漢に間違われているのか、上記の弁護士を呼べたか、家族の方で弁護士を呼んでほしいのか、を伝えることも必要だ（拘束されてしまうと、連絡できなくなってしまう）。
- ⑤ 駅事務室に行くのは、呼ばれてやって来る警察に身柄を拘束されるこ

とに直結するので、可能な限り、避ける。實際上、駅員は、忙しさもあろうが、聴取・判断する権限・能力もないと、さっさと警察に引き渡して自分の通常任務に復帰することしか考えない（実際、そう指示されてもいる）者が一般だろうし、警察官は、「痴漢」の立件・迅速処理（それにも大切な面はあるが、勤務評定も——犯人として挙げた方が評価されるという——妙な偏りがあり、気になるらしい。）にのみ関心を持ちがちで、無実への実効的理解までは余り期待できないのが現状だから。ただし、愚見では、駅事務室に行くのを回避できても、**立ち去ることができない等、被害者がお処罰にこだわり、被害者・警察の追及が現実**に続きそうな場合には、次の⑥との関係で、無罪の有力証拠となるべき繊維鑑定・DNA鑑定（実際的には、むしろそれらのための手からの微物採取措置）は、後日・後刻になってでは（繊維・DNAが当初は付いていても失われてしまうので鑑定は無罪証拠になり得ず）ダメなので、駅事務室行き回避は、一長一短の面もあり、**上記のように立ち去ることができない等、追及が現実**に続きそうな場合には、無罪証拠としての繊維鑑定・DNA鑑定を確保するため、あえて早急に被害者と共に駅事務室に行き、やって来る警察にその鑑定（そのための微物採取措置）を要求するのも、一案と思われる。

- ⑥ いずれにしても、警察が出てきたら、無実主張のうえで、早々に繊維鑑定・DNA鑑定（それらのための微物採取措置）を要求する（そのため、手を洗ったりするのは止しておく）。女性の衣服・身体に触った場合には、手に微細な繊維片・DNAが付着していることが多く、逆にこれらの付着がなければ、触っていない有力な証拠となるのだ（原田91, 荒木伸怡・弁護23, 佐藤善博・同59, 押田137, 144等参照）。また、名刺を渡して、逃げ隠れする気も可能性もなく、出頭の求めがあれば応ずること（また、罪証隠滅のため被害者と接触する可能性・つもりもないこと）も強調し、逮捕は不当・不必要なことを粘り強く主張する。なお、興奮状態で慌てて弁明するのは、不正確・誤り・修正等につながりがちで、却って

不信を招く危険が大きいので（なお、粟野169〔矢田部〕、斎藤・東電102）、とりあえず犯行を否認し（「少なくとも、私はやっていません!」とだけ明確に告げる）、それ以上の詳細については、弁護士が到着し相談でき**十分に落ち着けるまでは**（警察や検察庁では〔話をじっくり聞いてくれず〕十分に落ち着いて話せないようであれば、後に法廷で話すことにし、警察等では最後まで）**黙秘する**（警察等にも、「十分に落ち着けてから、話す」旨伝える）のが、原則として適切（もっとも、とくに、即時釈放が見込める稀な状況なら、努めて落ち着いて、確かなことだけは話す、のも一案か）。

- ⑦ 逃走するのは、有罪の推認を受けがちで（また、人にぶつかって怪我をさせると刑事・民事の責任も生じ）、むしろマイナス。まして、線路上の逃走などは、加えて、甚だ危険であり（死者も出ているし、感電死の危険も指摘されている!）、防犯カメラ等で捕捉され得る上に、大変な他人迷惑ともなるので（それ自体が犯罪となるし、巨額の民事責任も発生し得る）、最悪の選択だ。
- ⑧ 不幸にして逮捕・勾留（・起訴）された場合、あくまで無実を主張して闘うべきか、それとも、虚偽自白して穏便な処理を求めるべきかは、それぞれ一長一短の深刻な難問で、一概には言えない（なお、鈴木214〔升味弁護士〕）。……もう少しいえば、それは、様々な事情・条件（一つには、たとえば、証拠の状況からみでの「勝ち目」の有無・大小、裁判に耐える経済的余裕の有無）、痴漢冤罪を巡る司法的状況（雪冤への理解度等）、争うか否かによる失職の危険性の差異（勤務先の上司・トップの理解度など）、とりわけ、自身と妻の考え方・耐える力に依存することであり、到底一概にはいえないと思われる（弁護士とも良く相談する）。……経済的大負担も覚悟で最後まで無実を主張して闘う場合（この場合、不幸にして有罪で終わる可能性も大いにあり、そうなったときは、懲戒解雇やそれに伴う退職金喪失等の不利益も見込まれることにも要注意。ただし、虚偽自白して略式命令を受けた場合でも、これらの不利益を避けられないことがある〔例、菅野379〕。）については、親身になって活動してくれる弁

護士が不可欠なほか、裁判戦略として、痴漢被害の存在を争う（鞫等の無意識的接触で痴漢と誤解されたとか、各種の動機に基づくデッチ上げだとかと、主張する）としても、原則として、「人違い」の線も捨てるべきではなかろう（上野奈央子・弁護188, 矢田部250, 粟野171参照）。思わぬところに、巧妙・卑劣な真犯人が潜んでいる可能性も否定し切れないことが多いし、裁判所も、無罪とする場合でも、被害者や検察の面子等を比較的潰さない「人違い」の恐れの方に傾き易いようなのだ（なお、荒木友雄100, 104）。

- ⑨ 以上は、全て、無実の場合のことである。本当に痴漢をしてしまった場合は、直ちに素直に自白し心から謝罪すべきは当然だ。

【重要な補足】 もしも、警察官・検事の取調べが極めて乱暴であるなど問題がある場合には、下記（一）（二）のような苦情申出の制度があるので（弁護人用の日弁連・ノート活用5からそのまま引用）、なるべく弁護人から（場合によっては、自ら）申し出ると良い。

なお、検察の取調べが自白を強要するなど甚だ問題（違法・不適正の少なくとも重大な疑い）があり緊急性もある場合については、下記（二）の検察に対する苦情申入れの制度があるほか、大阪地検特捜部の郵便不正事件（とくに厚労省元局長無罪事件）にかかる有名不祥事などへの反省から、2011年7月、検察改革の一環として、最高検に監察指導部が設置され（なお、原田・人情155）、検察内部からだけでなく外部からも広く情報を集めて点検・指導を行うことになって、検察庁のホームページに同部の情報提供（受入れ）窓口が設けられているので、ここに直接（元東京高検検事〔最高検事務取扱〕・法務省法務総合研究所研修第一部長の阪井光平氏のご教示によると、検察に（二）の苦情申し入れをすれば監察指導部にも報告が上がっていくとのことだが）、具体的な情報を寄せるのも一案であろう。

（一）警察に対する苦情申出

2008年4月、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する（国家公安委員会）規則」が制定されました（2009年4月1日施行）。この規則は、不適正な被疑者取調べにつながるおそれのある監督対象行為を次の①～⑦のとおり定め、取調べ監督官がこれを認めたときは、取調べの中止等を求めることができる、と定めています。さらには、警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに取調べ監督官にその旨の通知をしなければならず、監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当の事由があるときは、警察本部長は取調べ調査官を指名して、監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない、と定めています。

- ① やむを得ない場合を除き、被疑者の身体に接触すること
- ② 直接又は間接に有形力を行使すること（①に掲げるものを除く）
- ③ ことさらに不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること
- ④ 一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること
- ⑤ 便宜を供与し、又は供与することを申し出、もしくは約束すること
- ⑥ 被疑者の尊厳を著しく害するような言動をすること
- ⑦ 次のいずれかの場合において、警視總監、道府県警察本部長もしくは方面本部長又は警察署長の事前の承認を受けないこと

ア 午後十時から翌日の午前五時までの間に被疑者取調べを行うとき

イ 一日につき八時間を超えて被疑者取調べを行うとき

この規則は、不安を覚えさせ又は困惑させるような言動も「ことさら」でなければ許されること、一定の姿勢又は動作をとるよう要求することも「不当」でなければ許されること、被疑者の尊厳を害する言動も「著しく」でなければ許される等、不十分な内容と言わざるを得ません。しかし、被疑者又は弁護人が苦情の申出をすれば、警察も所定の対応をしなければなりません。少なくとも苦情を申し出たという事実が記録されます。むしろ、違法・不当な取調べを受けながら、苦情申出をしなければ、そのような取調べがなかったと思われる危険性があります。

そこで、被疑者に対し、違法・不当な取調べが行われたときには、必ず弁護人にそのことを報告するようアドバイスしてください。そして、これを聞いた弁護人は、監督対象行為にあたることを明示した上で、警察職員に対し必ず苦情申出をするようにしてください。

(二) 検察に対する苦情申入れ

最高検察庁も、2008年5月1日、検察官の取調べに関し、「取調べに関する不満等の把握とこれに対する対応について」という通達を发出し、

- ① 被疑者・弁護人から検察官による被疑者の取調べに関して申入れがなされたときは、「取調べ関係申入れ等対応票」(以下「対応票」)を作成して申入れの内容等を記録した上、決裁官に提出して報告すること
- ② 当該決裁官は、速やかに所要の調査を行い、必要な措置を講じること
- ③ 調査結果、講じた措置については、捜査・公判遂行に与える影響に配慮しつつ、申入れを行った被疑者・弁護人に適時に可能な範囲で説明をすること
- ④ 当該決裁官は、「対応票」に調査結果、講じた措置を記録し、上位の決裁官に報告すること

等を定めています。

したがって、検察官の取調べについても、違法・不当な取調べを受けたときには、弁護人にそのことを報告するようアドバイスしてください。そして、これを聞いた弁護人は、検察官に対し、苦情申入れをしてください。

2 華の女子高生その他の淑女諸氏へ

既に、本稿(一)53-57、および同(三)202-206で詳しく述べているので、その参照をお願いしたい。

3 本物の痴漢諸氏へ

「加害者家族を待ち受ける残酷な現実」という記事(2020年12月7日

AERA記事、同6日のネット転載記事）が、痴漢犯人の家族の例を詳しく報じており（なお、他の性的犯人の妻子の苦しみにつき、2021年1月26日HUFFPOST「検索される恐怖……」）、一読に値するが、もし、そのように自分の家族をも悲惨な目に遭わせることにもなる痴漢を止めたくても止められないのだったら、止めたいという気持ちは貴重なもので、情報だけど、2018年1月25日午後9:00～10:00のNHKテレビ（第一チャンネル）「ニュースウォッチ9」は、終わり近くで「日本の対策は甘い。海外で『痴漢』話題に」を報じたが³⁹⁾、痴漢を頻回繰り返す——とくに、止めようと思っても、ばれずに痴漢を働けそうに思える状況に臨むと、やってしまうような——「性嗜好障害（性依存症）」の痴漢常習者（の一部）には治療が必要・有益なこと、繰り返し有罪判決を受けた痴漢に対し大石クリニック（大石雅之院長）では有望な治療（条件付けにより痴漢を思いとどまらせるもの）を行っていること、が語られていた（その後の情報として、2021年5月5日付朝日参照。更に、その後、2022年12月13日以降も、「大石クリニック」のウェブサイト・ホームページ

39) フランスで、痴漢被害を受け続けた日本少女についての本が出版され、四〇カ国で関心・批判を呼んでいることなどが紹介された。これに関しては、「六年間痴漢に遭い続けた女性が、今語る理由 フランスで被害体験を描いた『Tchikan』出版」（東洋経済ONLINE 2017・12・27）が詳しい。もっとも、素直な受け止めが多かろうが、疑問の声や批判的な意見も少なくはなく、たとえば、「突っ込みが続出しネット大炎上」といった「まとめ」も見られる。なお、「『性犯罪』フランスはここまでやっている 痴漢の通報できるアプリやプレスレットも」という（痴漢の存在は当然の前提とした）ネット記事（東洋経済ONLINE 2018・12・28）もある。ちなみに、イギリスでは痴漢の類よりテロ犯罪など一層重大な犯罪への関心が強いともされ、また、「イギリスでは2016年から翌年にかけて電車内の性犯罪が1,448件に上り、これは2012年から翌年の650件に比べ大幅な増加だと鉄道警察が報告している」云々のネット記事や、「英国地下鉄、日本と違う『痴漢冤罪』への対応 いきなり警察に引き渡すことはしない」といったネット記事（東洋経済ONLINE 2017・7・20）も目に付いた。（以上は深く調べ得たものではない。ただ、その一つの手がかりにはなり得るかと考え、残しておきたい。）

ジが治療情報を紹介・提供している)。また、2018年3月8日付朝日の「(ニッポンの宿題) なくならない痴漢」中の齊藤章佳氏(大森榎本クリニック精神保健福祉部長)の話、更に、同氏『男が痴漢になる理由』(Kindle版等)も(刑事法関連部分などは異論もあるかも知れないが)参考にならないとも限らないかも知れない。

また、2018年7月18日午後10時からのNHKテレビ「クローズアップ現代+ : 万引き・痴漢を減らせ 隠れた病を治療せよ」では、筑波大学人間系の原田隆之教授による痴漢(等)の一部(「強迫的性行動症」患者)に対する治療的取り組みの紹介等があった。更に、同年8月5日辺りには、「性犯罪の出所者らに国費で薬物治療 受刑者任意で来年度から実施へ 再犯防止へ整備」といった報道もあった。2019年2月22日には、同じく原田教授の登場する「『性依存症』、整わぬ治療環境」あるいは「盗撮やめられない……繰り返す性犯罪、依存症として治療を」と題する朝日の問題状況等指摘記事が見られた。関連して、その後、2022年12月13日以降も、「榎本クリニック」のウェブサイト・ホームページが治療情報を紹介・提供している。

更に、2019年4月5日付朝日の耕論「性犯罪、再犯を防ぐには」、とくに、性障害専門医療センター代表理事・福井裕輝氏の指摘も極めて注目に値しよう(なお、詳しくは、自費治療希望を受け付けている同センターのホームページ〔2022年12月13日以降も治療情報を紹介・提供〕参照)。

止められなくて悩んでいる痴漢常習の皆さんは上記の類い(その後の最新情報の可能性が大きいので是非お調べ願いたい!!)の治療を受けるのが一案のようだ。更に、これは、むしろ法務省・学者・議員などに検討して頂くべく、本当はそれら宛にすべきかと思われるが、便宜、ここで触れさせて頂くと、そのような治療を刑事司法等の場でどのように取り込むか(薬物依存者等に対する扱いに準じた、治療・それを確保する保護観察を伴う、起訴猶予、執行猶予、刑一部執行猶予、仮釈放の活用も?)、これも重要な課題かとも思われる。ちなみに、薬物依存については、覚せい剤取締法違反で有罪判決

を受け、執行猶予中だった元プロ野球選手・清原和博氏が2019年3月6日、都内で行われた依存症の理解を深めるための啓発イベント「誤解だらけの《依存症》in東京」に登場し、発言したこと等により、関心が大きく高まったようである。性依存症等についても、関心の増大と公私の取り組みの前進が期待される。

4 道案内・振り込め詐欺注意など家族も含め日ごろ何かとお世話になっている（酔っ払った愚息をお連れ頂いたこともあった）お巡りさん達へ

お巡りさんにとって、**犯罪の摘発・処罰の重要性**（「親友の理不尽な死」の一事例につき、2020・7・10朝日）は言わずもがな、無論のことだが（しかし、**悪質・重大なDVの摘発**あるいは抑止は、表面化しにくいこともあるとはいえ、未だ極めて不十分と思われ、日本社会の健全化にとっても喫緊の大課題と思考される〔女性を警察庁長官あるいは首相に据えるのも一案？〕。なお、内閣府ホームページ内の男女共同参画局「配偶者からの暴力被害者支援情報」、2019・11・1 Bloomberg「世界初・ニュージーランドが始めた『幸福予算』」、2020・12・17朝日「中国 DVに揺らぐ結婚観」など）、とりわけ現在・将来の指導的人士には、望むらくは、**それ以外の面でも**又、優れていてほしく、少しく希望や夢を述べさせて頂きたい。

先ず、客観的証拠確保のため、また痴漢一般予防のためにも、言わずもがな、正に「釈迦に説法」ながら、適宜DNA・繊維の鑑定準備の励行（指導）をお願いしたい。實際上、検察の仕事に勝るとも劣らぬ至極重要な仕事であり、犯行を確証し言い逃れを封じたり、無実の強力な証拠になったりする、大切なものだから、老爺心ながら、万一にも、忘れたり、遅きに失したり、うっかり被疑者に手を洗われてしまったりすることのないよう、ご注意を！

また、取調べは、相手も（やっているかも知れない一方、もしかすると無実かも知れない）対等な人間同士として紳士的に、そして虚心坦懐に、言い分聴取をしてほしいものである。検事さんにも聴いてほしいが、味のある

二人の元検事総長の言として、中野187・224：「取調べに当るものは、一つ騙されてやろうというくらいな、余裕と寛容さが必要だ。……嘘というものはどこかに辻褃の合わないところがあるものだ」、「被疑者の弁解は納得いくまで聞いてやれ……と注意する。……実行の段になると、その通りにはやっていない。これがいたるところで失敗の原因になっている」、笠間・研修3・5：「……この経験から、まず人の話に耳を傾けることが大事であり、そうすることによって初めて供述をする人との信頼関係を構築することができ、また、信頼関係が確立されて初めて、心からの自白や真摯な弁解を得ることができ、捜査の方向性を誤らずに済むということを学ぶことができた」、「特定の人物による特定の犯罪の摘発を志向しており、しかもそれが、どうしても摘発しないわけにはいかないとの異常な精神状態……としたら、人の話を虚心坦懐に聞くなどということは到底できず、……捜査の方向性を誤る道を歩むことに直結している」（なお、笠間・検察5）参照。

更に、東京地検特捜部在籍が12年位と特に長く、しかも過半は特捜部長・副部長で活躍した宗像紀夫元検事長・最高検刑事部長・法科大学院教授・内閣官房参与（現弁護士）は、小生の敬愛する先輩で特捜部必要論者だが、検事には諦めない粘り強さが必要であり、真摯な態度と誠意で心を通わせ開かせて、じっくり時間をかけてでも何とか説得して核心的な供述を引き出すことは必要（実際、難航もあったが、自白は随分取れた）とする一方、自己らの（時には調査不足で）思い描いた筋書通りの調書を取ろう（取れるか否かが勝負だ）と焦り、傲慢にも威嚇的に机を叩いたり、怒鳴ったり、「容疑事実を認めたらすぐに釈放するよ」などと利益誘導したり、「他の人も皆こう言っているんだ」と誘導したりするのは（自分たちの時にはなかった）邪道であり、そんな類の無理をすると——厚労省村木厚子さんの「郵便不正事件」でも見られたように——関係者に嘘の自白もさせてしまうから、元福島県知事（原発に慎重になっていた佐藤榮佐久氏）取賄被告事件などの弁護経験も積んでの意見として、強引・違法なことを抑制すべく、取調べの全面可視化も必要だ（時に自白が得られなくても、いずれにしても重視さ

れるべき客観証拠に加え、間接事実の積み上げという手もある）、また、筋読みの間違いに気づいたら、引き返す勇気が非常に大事だ、なお、上司の検事の筋読みがおかしくても、その指示に従ってすぐ動いてしまう今の様子は疑問だ（昔は、気骨ある検事の反発が見られた）、とされる（宗像6）。

【可視化されたら使えないような恫喝・利益誘導等のヤバイ方法を用いなくても十分有効な取調べが可能かについては、内外の捜査経験者が示す知的尋問技術を紹介する渡部382も参考となろう。なお、可視化論の原点は、米田23。検察における可視化の進み具合等につき、青沼45, 47。ちなみに、志向は宗像と同方向で心優しかったが、上司に逆らえなかった若手検事の奮闘・内幕・挫折の記録としては、市川33も有益。】

ところで、上記の宗像紀夫元特捜部長は、郵便不正事件ばかりでなく、実は福島原発の重大事故（2011年）にも無関係ではないようにも窺われるほか、それ自体、注目すべき冤罪事件ではないかが大問題の上記元福島県知事「収賄」事件についても見逃して良いとは思われない発言をしておられるので、以下に紹介したい。

（一）先ず、上にも少し出ているので、宗像7, 32【また、その後、宗像紀夫『特捜は「巨悪」を捕まえたか 地検特捜部長の極秘メモ』〔2019年〕18, 146。なお、誤解のないよう、「相手が『やっていない』と言っただけで、すぐに『そうですか。ではそういう調書を作りましょう』と、相手の言い分のままの調書を作っていたら、特捜検事など務まりません。』とも指摘。】で論及されている——大阪地検特捜部の不祥事・杜撰さが明るみに出た——「郵便不正事件」について、その後には明らかになった事を含めて、主に、現時点での最重要文献と目される村木厚子の本に拠って、少しだけ注目点を補記すると、比較的良い検事ですら虚心に聴く耳は初めから持たず専ら検察のストーリー（筋読み）の受け容れを迫るだけの（主任検事指揮下の）取調べ、可視化の必要性を示す検事の「偽計」、検察のストーリーと矛盾するような証明書ファイル作成日付（村木による発見、矛盾を知った

前田主任検事による改竄、検察の自らのストーリーへの異様・残念な固執、しかし審理担当の裁判官には良い評判と主体性があり甚だ幸運)、上村を虚偽自白に、村木・家族を長期「在獄」・生活圧迫に、追い込んだ(否認すると身柄拘束が長引く)「人質司法」【本稿(一)46など参照。なお、三井環編著『検察との闘い』177〔青木理。緒方重威元検事長の「虚偽自白」〕。対抗策に、記載されている案内に従って取調べの様子・やりとり等を克明に記録する「被疑者ノート」、経済的には随分高く付くが夫の高収入もあってできた毎日の弁護士接見。なお、連日の相当長時間にわたる接見の不可欠性につき、下村95〕、検察のストーリーによると「口利き」を頼まれ実行した筈の有力国会議員(石井氏)のアリバイ等の露見(弘中弁護士の功績、この点でもずさんな捜査・起訴)、検察の渋る「証拠開示」の緊要性(更にアンフェアな検事全員による取調べ時メモ廃棄。なお、取調べメモ、備忘録、捜査メモノート等に関し、加藤康榮編著『警察官のための わかりやすい 刑事訴訟法』第二版155, 158〔城祐一郎〕も参照)、捜査官が正義感から陥りがちな有罪バイアス(警察官・検察官が正義感から招く悲劇的冤罪)、等⁴⁰⁾。

40) 村木 22, 53, 55, 57, 60, 67, 69, 76, 83, 88, 95, 100, 112, 127, 128, 130, 140, 146, 148, 150, 152, 157, 164, 169・178 (127のほか、上村・周防も全面可視化論)、195, 204, 魚住 3, 63, 284, 大谷 7, 28, 32, 今西 4, 118, 158など参照。なお、石井 7, 小木曾 48, 木谷 33, 55, 65, 77, 81, 170, 木谷・基本 21, Wikipediaの関連記事。

ちなみに、当時の大阪地検特捜部長の言い分も一応紹介すると、それは、要旨「主任検事前田らがフロッピーのデータが検察の見立てと矛盾することを知りながら上村調書を勝手に作成していたことを後になって初めて知った。なぜ報告・相談してくれなかったのかと深く悔やんだが、既に後の祭りであろうもなかった。フロッピーデータの改竄については、そのデータは既に証拠化されて(捜査報告書に取り込まれて)いた上に問題のフロッピーは前田が直ぐに上村に還付しているし、証拠改竄など信じ難いうえに前田を信頼していたこともあり、上村による書換えの有無を確認した際の取扱上のミスによるとの前田の説明に安心していた。したがって、前田の証拠隠滅罪を隠蔽する不作為による犯人隠避罪が自分や副部長に成立する筈はない。」といったものである(大

（二）上記の郵便不正事件の先駆ともされるが、冤罪と公認されてはいないだけに一層問題で、かつ、原発とも関連して更に重大な意味を持つかとも思われる事件として、元福島県知事事件があり、宗像36【また、その後、宗像紀夫『特捜は「巨悪」を捕まえたか 地検特捜部長の極秘メモ』〔2019年〕160。なお、いわく、「私は公判で『検察官は調書をねつ造した』『筋読みと矛盾する客観的事実を意図的に隠した』と主張したのですが、村木事件以前ということもあり、当時の裁判所は『特捜検事がまさかそこまで……』と信じなかったのです。】が冤罪視している（なお、その後、「記録を調べても、自白の任意性を疑うに足る証跡は認められない」と称するほか、売買による換金の利益の賄賂性を認めた最決平24・10・15については、嶋矢貴之『平成24年度重要判例解説』163、西田典之〔橋爪隆補訂〕『刑法各論』517、拙著『刑法各論』308など）。この事件は、「収賄額は0円」等、少なくとも起訴価値が疑われるが（宗像36いわく、「換金の利益なんて言えば、モノの売買というのは皆言ってみれば、換金の利益があるわけです」）、検事のスネに疵持つ「迎合・協力」証人との取引・事前打ち合わせ等に関し高橋 64, 72, 80, 83, 知事の弟に対する検事の（受注先の業者に土地を高値で買い取らせると知事に報告したなどという——知事との収賄共謀をほのめかせる——虚偽の調書へのサインを強いた）恐怖の取調べ、「知事に辞職をするようにと言ったらどうか。（知事は）日本にとってよろしくない。いずれ抹殺する。」発言とかにつき同104, 108, 241, 248, 251, 検事の「見事な」反論と可視化の必要性につき同152, 「実妹が、検察の厳しい取調べを受けて意識を失い、病院の救命救急室に運び込まれ、朝まで点滴治療を受けた」関係で同194, 「検事が法廷内で机をドンドン叩き怒鳴り、裁判長が注意」と同200, （毎日の弁護士接見から浮かび上がった）「知事逮捕の根拠となった捏造自白調書」につき同241, 255など（なお、極論のようなが、田原ら106・107〔田中〕。ただ、田中森一〔元特捜検事〕『塀のなかで悟った論語』後掲も参照）、甚だ（元知事の

坪24, 27, 70, 87, 106, 128, 130, 200, 292)。

2011・3・11福島第一原発の恐怖の重大事故前・起訴前からの原発への決然たる慎重姿勢とも絡み) 注目される。

もしも本当なら、一部検察暴走の冤罪のようだ【なお、田中・上掲『塙のなかで悟った論語』169, 173, 201, 211, 215は、ウソか本当か、政治的思惑等から事件がボツにされた二例もあるほか、完成した調書を〔裁判官の心証を良くするよう〕書き換えたり〔バレないように気を付けて契印を押す〕、被疑者等が供述していない文は飛ばして読み聞かせ署名・押印させるという方法で偽りの調書を作ったり〔入念に工夫〕、といった検察官の不正もあった、と書き遺す。なお、本稿(二)29〔注8〕の同書引用のほか、同書296〔出世欲の強さ〕、299〔初めにストーリーありき〕、302〔証拠隠し〕、306〔無反省〕、310〔取調べの全面可視化〕、313〔証拠品の公共化〕等、田中80, 291。あるいは、田中森一氏は、「論語」関係との煙幕を使って、特に言いたいことを〔妨げられることなく〕活字にしたいと思ったのか】。

我孫子監督の映画『「知事抹殺」の真実』【種本とされるのは佐藤・知事で、上に引用の高橋氏の本と重なるところも多く、182では、理由あって一面感服・信頼もした山上検事に——周りにこれ以上の迷惑はかけられないとの思いから——虚偽自白するに至った心境が説得的に語られており、その168によると、2006年に佐藤知事が辞職に追い込まれる前から特捜部は知事絡みの収賄の捜査も進めていると報じられ〔なお、既にそれ以前から、事故・故障・隠蔽・データ捏造・記録改竄・連絡遅れ、耐震性問題や地震学者の抗議辞任なども含め、信頼し難かった東電等や国の様子、また、ともかく原発を推進する国等と対立気味だった関係、につき、3・11「原発事故は人災」とも指摘する、佐藤栄佐久『福島原発の真実』〕、342によれば、受注先の幹部は別の事件で裁判を受けていたことから保身のため検察官に言われた通り偽証したことを告白し、栄佐久氏の濡れ衣を晴らす新証言をする用意があった。】も紹介する2018年6月22日付朝日の「てんでんこ」記事(「3・11の日も佐藤栄佐久知事のままだったなら、今の福島

は、そして日本は全く違っていた筈だ」との識者指摘も）、ネット上の下村満子「生き方塾」《知事抹殺》の真実（2017・2・21公開）、映画「『知事抹殺』の真実」予告編と週刊朝日2016年12月23日号記事「佐藤栄佐久元福島県知事，“現在”を語る」を紹介する「四丁目でCAN蛙」2016-12-25, IWJの「世間では『佐藤さんは反原発派だから、東京地検特捜部に狙い撃ちされた』と見る向きが少なくない。」などとする「……前福島県知事インタビュー 2011.3.20」, 「佐藤栄佐久福島前知事, 収賄容疑で『冤罪』主張 ～地検特捜部の聴取を『恫喝まがい』と強く批判 2010.2.8」, も注目される。そのほか、森功『ヤメ検』の第四章が本件を、一審判決までで終わっているが、宗像氏を多く引用しながら論じている。ちなみに、福島原発事故・津波被害・予見可能性に関する2020年9月30日の仙台高裁判決、翌年（2021年）2月19日の東京高裁判決、翌々年（2022年）7月13日東京地裁（株主代表訴訟）判決も注目される（なお、拙著『刑法総論』151頁, 2021年1月5日からの朝日「原発事故, 起こるべくして起きた」云々）。

（三）目についた近時の裁判例（大阪地判平29年10月12日〔北川清裁判長〕）も付け加えておきたい。警察署で任意の取調べを受けた際、署員の暴言で精神的苦痛を受けた等として大阪府に対して賠償を命じたものだが、判決によると、原告は器物（他人の車）損壊の疑いをかけられ、署で取調べを受けたが、その一部において、容疑・反省等を認める調書への署名を拒否すると、署員から「逮捕されんぞ、お前」, 「お前なめてんのか」, 「何で反省できひんのじゃ、アホ」, 「おお、こらあー」などと大声で言われ、不起訴にはなったものの、このときの恐怖等から病院に通う必要が生じたものと認定された。判決は、問題の取調べについて「逮捕の可能性を匂わせて威圧するとともに罵声を浴びせるものであって、取調べの相手方を不当に抑圧することによって取調官の望む答えを引き出そうとするものであり、理由の聴取や説得の方法として合理的とはいえず、かえって事実をねじ曲げかねない恐れがある」等と指摘し、慰謝料と弁護士費用の賠償を府に命

じている（大阪府警・地検の見逃せない前歴につき、2022年9月26日朝日朝刊。なお、同年12月15日同〔府警の好い加減〕）。

関連して、誤認逮捕され自白を強要されたという女子大生のショック等を伝える近時の興味深い報道（2019・8・1読売新聞オンライン。なお、週刊新潮2019年8月29日号134）もあった。いわく、「乗車したタクシーから運転手のバッグを盗んだとして、愛媛県警が七月、松山市の女子大学生（22）を窃盗容疑で誤認逮捕した問題で、女子学生が1日、代理人の弁護士を通じて手記を発表した。女子学生は『犯人と決めつけて自白を強要する取り調べを受け続けた。許すことはできない』としている。女子学生は1月、松山市内で乗ったタクシーの運転手のバッグを盗んだとして、7月8日に同容疑で逮捕された。裁判所が勾留請求を却下したため、二日後に釈放され、その後の捜査で別の容疑者が判明した。女子学生はタクシーを利用しておらず、不起訴（嫌疑なし）となった。手記では、取り調べ担当の刑事から『記憶ないの？ 二重人格？』『就職も決まってるなら大事にしたいよね』などと執拗に容疑を認めるよう迫られたと主張。『私の話に耳を傾けることはなかった』とした。県警に誤認逮捕の原因について質問したが、明確な回答はなく、取り調べ担当刑事からの直接の謝罪を受けていないともしている。学生は『手錠をかけられたときのショックは忘れられず、今でもつらい。県警には、どのように再発防止に努めるか具体的に公表してほしい』とした。』、とのことだ。なお、この件については、翌2日の朝日新聞も本人手記原文も紹介して詳しく報じており、実名報道もされたとある。愛媛県警は、10月3日、取り調べでの「二重人格？」「就職も決まってるなら大ごとにしたくないよね？」などの発言が、大学生の尊厳を著しく傷つけ、不安を覚えさせたと認定する一方、「自由な意思決定を阻害し、自白の強要など任意性を欠く違法な取り調べとは認められない」と結論付けた、旨報じられている（なお、批判的な社説として、10月9日朝日）。捜査に多々抜かりがあったことは反省されているが、自分たちの捜査結果への当時の過信が気になる。捜査官が、神ならぬ身、頭の片隅にでも、「ひょっとし

たら、自分たちは誤りを犯しているかも知れない」という意識を残していたら、発言や態度が謙虚でベターなものになり、誤りの早期是正や冤罪の減少も見込まれ易いのではないか。

これに関連して、警察の諸賢に絶対に止してほしいのは、被疑者に有利な証拠を検察に送致せず隠すことである。そんなことをすると、ありがたいことだが、恐ろしい冤罪ともなり、しかも、その責任を自分ただ一人で背負い込むことになる！ この不都合な所為については、「関西検察」の巨星と称された小嶋信勝元検事長が具体例に詳しくふれられたところだが（小嶋191。なお、斎藤・東電90）、近時、2020年の3月から翌月にかけて西山美香さんの再審無罪が確定した湖東記念病院事件でも、そうした警察の不名誉な不祥事が繰り返し指摘された（多くの報道中、2019年11月8日、翌年4月1日〔インタビュー〕、同月4日〔社説〕、同月16日〔私の視点〕の各朝日記事等。なお、栗野仁雄・Business Journal 2020・5・1「裁判長も泣いた」）。関連して、「マルコムX『暗殺犯』は無実？ 新証拠判明 検事が判決破棄申し立てへ」との2021年11月19日朝日等の報道も、FBIとNY市警の無実証拠隠蔽濃厚疑惑を伝え、注目される。あと「余命二か月」ともいう布川事件再審無罪の桜井昌司さんの、無罪判決を知ることなく亡くなった母との秘話等のほか、「安心して暮らせる社会には警察や検察は大切な存在。捜査に不利な証拠を隠すのでなく、真実に誠実であってほしい」との呼び掛けを伝える記事（2020年12月15日朝日）も見逃せない。

自白の任意性・信用性を争うなどして30件余の無罪判決を勝ち取ったヤメ検の辣腕弁護士でもある向江瑋悦という偉い先生（なお、氏が酷く誤記されているようだが、渡部230）が伝えている元上司検事の「嘘っぱちの自白では、『……と思います』などと語尾が不正確・曖昧で、カマを掛けると迎合してくる。長く勾留されるとどんな偉い人でも頭が変になっているから、余程注意して調べないと嘘を言わせてしまうことになるんだ」旨の教え（向江二巻251）も貴重と思われる。

なお、仮に罪を犯した者だとしても、境遇等の不運にもよることが多い

ほか、100%否定されるべき存在では決してなく、良いところ、時には素晴らしいところもある、少なくとも大いにあり得るのだから、一般にも、痴漢事件も含め、取調べで侮辱的な態度をとるべきではない(加藤康榮編著『警察官のための わかりやすい 刑事訴訟法』第二版43〔元東京高検検事・法務総合研究所研修第一部長 阪井光平〕の「被疑者の尊厳に配慮した誠意ある取調べを行う必要がある」参照)。少し脱線するが、犯罪者にしても、素晴らしいものを持った人が存在し得るという代表例は、一・二審有罪の、元首相田中角栄だ。ちなみに、実は、個人的には傾聴に値するよう感じられる角栄無罪(冤罪)論もある。とくに、田原総一郎『大宰相 田中角栄 ロッキード裁判は無罪だった』、中澤雄大『角栄の「遺言」 「田中軍団」最後の秘書 朝賀昭』およびアマゾン上の「森の読書人」による各書についての詳細なレビュー参照(なお、石井一『冤罪』や、真山仁「ロッキード」週刊文春2018・11・1号以降も注目されよう)。丸紅の檜山・伊藤から検事がどうやら乱暴にむしり取ったらしい調書(木村186, 211参照)に刑法321条1項2号により証拠能力を認めた裁判所の判断は、いささか疑問とも思われる。なお、とくに郵便不正事件等の後、裁判所も検察官調書を易々とは受け入れなくなった動きにつき、岩村505, 青沼50, 宗像9, 30, 木谷64, 「法と経済のジャーナル」2012年2月25日記事「《東京地裁決定要旨》『小沢氏との共謀』認めた石川議員の調書を証拠却下」, 宗像・上掲書『特捜は……』172など参照。

特に痴漢否認事件では、容疑者は実は無実かも知れないことも考えて、見下げたような態度——専らの「上からの目線」——ではなく、容疑者には、貴官ご自身が有らぬ痴漢の疑いをかけられた場合を想定し、その場合に納得し得るような扱いを！ もしも冤罪だった場合のことを十分に・きちんと理解するため、良ければ、矢田部孝司+あつ子『お父さんはやってない』辺りのご一読を！ 無実の者は余りに低劣・乱暴な扱いを受けたら、「刑事という仕事は、この世の中で最低の人間がやる職業だと感じた」(矢田部29)といった、とんでもない誤解も生じよう。もちろん、他方では、

心ある捜査官・看守・受付などの貴重な存在もあって、世の中酷いばかりでもない感もある。いずれにしても、子供達の多くが大人になったら警察官・刑事になりたいと夢・憧れを語っているのであり、——少なくとも、現在・将来の指導的警察官は、犯罪の摘発・処罰（これも固より重要だ。）以外の面でも又——それにふさわしい立派な態度を！

5 「正義・被害者の味方」を志向し時に自省もする検事さんへ

不屈きな痴漢、とくに悪質な痴漢を訴追し、刑務所に叩き込むのには、共感する。他方、間違えば、同胞の人生を不正に暗転させてしまうことになるから、当然よくよく注意が必要だ。もっとも、冤罪防止は弁護士・裁判所の役目だと言われるかも知れないが、それは違う。弁護士は普通それほど有能・献身的ではなく、裁判所も検察の言うことを認めるのが普通だから、冤罪の責任は事実上主として検察にある。検察官は「被害者と共に泣く」心構えが必要だが、また、単なる一方当事者ではなく、刑事司法の公正を担保すべき立場にあることも忘れてはならないから、検察官の権威も保証する「検察の理念」（これにつき、斎藤・研修3、斎藤・東電84、103も参照）と良心に沿い、被害者に同情等する余りやや無理な調書を作ったり、問題を含む証言をさせたりすることを避けるようにし（なお、小島151、佐藤233、斎藤・東電94）、また警察のいうことを決して鵜呑みにせず（まして、徳島ラジオ商殺し事件のように——小島98、秋山・裁判官76など参照——警察に反して却って間違ふことなく）、虚心坦懐な聴取等を心掛け（なお、元検事総長らと特捜部長等経験者の貴重な言を、警察官にもまた心してほしいため前の4で紹介したが、これを是非なおのこと参照して頂きたい。なお、他山の石の一例か、矢田部48）、不当勾留・不当起訴・冤罪の各回避にもまた周到な配慮を！

痴漢事件は、一般事件とは異なり、冤罪のケースが紛れ込む可能性が高いことに、特に留意してほしいもの。とくに、痴漢事件は、必ずしも、「被害者 vs (時に白を切る) 犯人」の構図とは限らず、「鞆等を手と勘違いする女性 vs 時に不注意ではあっても善意の乗客」、あるいは、「狡猾に第三者

を煙幕とする真犯人 vs 痴漢被害者および冤罪被害者」も稀ではないことに、十分にご留意を！

ちなみに、上記の虚心坦懐な聴取等の不可欠性ということに戻ると、これも痴漢事件を大きく超えることだが、司法界を震撼させた、いわゆる郵便不正事件等に関連して、当初の「筋読みに固執せず、容疑者らに真実を供述させるように努め、その内容を反映させながら自分たちが立てた『筋』を修正、変更する柔軟な姿勢も必要だろう」との指摘（2010年9月28日読売新聞「談論」中の安廣文夫元東京高裁部総括判事）、また、「最近の特捜部の捜査は、一度『この事件はこういう筋だ』という筋読み（事件の構図）が固まると、それに合うような証拠ばかり集め、供述を押し付け、筋読みに合わない証拠物や供述は無視しようとする傾向が強い」との批判（同年10月2日朝日新聞「耕論」中の宗像紀夫元東京地検特捜部長等）があったこと（より詳しくは、斎藤・松川360, 397。なお、上記4中の元福島県知事事件）にも、留意を要しよう。やはり東京地検特捜部長・最高検刑事部長等として活躍された井内70も、「重要なことは、筋道や行く末を考えながら、捜査をしつつ、当初の見立てにとらわれずに集まってくる証拠を虚心坦懐に評価し、不断にその見立てを見直していくことではないか」とされる（なお、大谷22は、ジャーナリストの取材でも同様だと指摘）。

なお、誤解を避けるため付言すると、小生、薬害エイズ事件についても（齊藤誠二先生古稀記念論文集『刑事法学の現実と展開』173の拙稿「治療行為と過失犯（薬害エイズ安部無罪判決の検討）」、また、拙著の『刑法総論』376、『刑法各論』410で）論じているが、これは安部有罪論である。また、『研修』764号論文3で扱っている大阪母子殺害事件などでも有罪論を展開している。賄賂罪の法解釈論でも結論的に多分に「検察の友」的で、ロッキード事件についても、「内閣総理大臣の職務権限」の問題で角栄無罪論は成り立たないことを詳論している（ジュリスト1091号『平成7年度 重要判例解説』143など。ただ、同事件の事実認定の問題にふれることは、そもそも執筆依頼で求められてもいなかったし、当時は小生も懐疑的意識を持っていなかったもので、一切なかった）。

死刑存廢問題についても、死刑廢止論とは一線を画し、恩師故八木國之中央大学名誉教授を含む有力な学者達（たとえば、西原春夫、藤本哲也）に同調して「死刑執行延期制度」採用論に与している（二つの詳しい拙稿のほか、拙著『刑法総論』39。具体的には、可能な限り死刑執行は延期して反省の機会を十分に与え、心から改悛した者には無期刑への減刑を認めるべきだ、現行制度上は恩赦制度を活用すべし、と主張）。

6 人権と法秩序の擁護者たる裁判官諸公へ

① 本当に人権の守護者でもあるなら（そうとも思えないような勾留質問の様子を伝えるのは、鈴木53。なお、木谷明『「無罪」を見抜く』78）、逮捕状・勾留状の発付は慎重に（本稿（一）46。なお、一般論としてだが、つとに大谷136）。

② 身体・下着等への接触が問題の場合、DNA・繊維鑑定を原則必須視すべきだろう（本稿（三）189）。

③ 世の中には、痴漢冤罪に巻き込まれる可能性への懸念がかなり広まっており（池上143等も参照）、たとえば、女子高生に対してすら、とりわけ三人集まっていたら、引っかけられないかと緊張する、といった声も（元裁判高官からすら）聞かれる。それだけに尚更、痴漢事件の審理・判決においては、被害者の訴える痴漢被害の存在の（被害者は真面目な人物であることなどを理由とした）認定だけで被害者による犯人特定も当然正しいかのように思い違いをする（両者が別の問題であることを見落とす）ような（時には見られるとされる）初歩的ミスを犯さないのはもちろん、極力、本稿引用の諸判例などにも目を通し、冤罪の恐れはないか、入念にご判断を！

たとえば、[a] 単純に痴漢を働けば、逮捕等される危険は顕著かつ明白なので、それを避けるべく、被害者・第三者の横合い等から密かに手を伸ばして痴漢を働く者や、第三者を間に挟んで痴漢を働く者も多い可能性を、十分に考慮したか、[b] 被害者が「痴漢中の手を掴んだ」と一見決定的と思われるような証言をしている場合、それを疑問の余地のないものと思

い込んではいないか、〔c〕被告人がその手で触っているのを見たといった被害者あるいは第三者の証言がなされている場合、簡単にそれに乗ってはいないか、など。

裁判官は、弁護人と比べ、被告人との接触が限られるための確な判断が難しい面もあるので（裁判官を辞め弁護士をやるようになって初めて、被告人は無実との確信を持てるようになったし、人質司法は許されないと実感するようにもなった、旨等の原田・人情151参照）、有罪認定にはその分だけ慎重さが要だ。とくに、余り信用できないような印象があっても、被告人の言い分も（少なくとも、一度は、本当かも知れないと思って）虚心坦懐に聴いてみてほしい（秋山・裁判官186・192、木谷・基本18、原田22、41、渡部407・411等参照）。なお、被告人が捜査段階・略式手続で自白していても、「虚偽自白」ではないかと疑うべき理由は十分にあり得ることにも（念のため）要注意。概して、否認した場合には長期の身柄拘束（および、それに伴う失職等の高度の危険）と厳しい刑が予想されるのに対し、自白すれば早期釈放と公開裁判免除・寛刑が予想される、などと思えば、無実の者でも、便宜、虚偽自白しようと考へても、何らおかしくない。「人質司法の下、聴く耳を持たず有罪と決め付け押し付けるような捜査官とは異なり、裁判官は分かってくれると思っていた。」旨の被告人の切実で十分理解可能な期待は軽々しく裏切らないよう、心してほしい（でなければ、裁判官はいらない）。

④ なお、一般的に、「無罪の発見」ということにつき、少なくとも、下村64以下、また渡部424以下、参照。

※（最後に、特に大切な）頼りの**弁護人**（人権擁護の旗手たる**弁護士**）諸公へ
検察官の巧妙な（間々熟知の）裁判官への説得、多くの裁判官の被告人不信と弁護側立証への無理解（特に不当な証拠不採用や信用性否定）もある上に、事実上の「疑わしきは検察の利益に」傾向も指摘され、冤罪防止や雪冤のために弁護人に実際上求められていることは、時に無実の証明に近かったりして過多に及び（下村93、今村167、斎藤・東電101等参照）、大変だが、

鍵を握っているのは弁護士だともいえるのであり（三井110, 下村84, 252等）、ご活躍を！ そのため、可能な限り、本稿（特に引用諸判例）のご一読・ご精読を（不備については、どうぞご教示・ご叱正を）！

なお、「釈迦に説法」の嫌いがあるものの、捜査機関は収集の容易な客観的証拠ないし状況証拠の確認・収集もせぬまま（時にはそうした証拠を軽視・隠蔽し）痴漢被害者の供述のみに依存した認定を行い、起訴することが少なくない。それどころか、自白の強要・推奨も（自白した場合と否認を続けた場合の各見通しの「明暗」も説きつつ）なされるのが現実だ。取調べの録音録画は（否認）痴漢事件にも及ぶべきだが（なお、日弁連の2018年4月13日付「弁護人を取調べに立ち会わせる権利の明定を求める意見書」のいうように、取調べへの弁護士立会もいずれ先進諸国と同様に認められるべきだろうが）、当面必ずしも期待できないかも知れない。しかし、「被疑者ノート」（この貴重なものは、数年前に、敬愛する遠山信一郎本学法科大学院教授〔当時〕・弁護士からご紹介頂いた。）の活用が一種の可視化にも役立つ（日弁連・ノート活用2, 周防208, 村木67, 87, 146, 166, 195, 203, 253, 今西127, 173, 魚住172, 高橋106, 242, 飯島148, 166）。日弁連・ネット・弁護士会には、「被疑者ノート活用マニュアル」「被疑者ノート」など有益な資料があるので、ご活用を！

【追記】

初校後の出来事中、特記すべきものとして、拙稿連載等でその立派な活躍振りを伝えてきた今村核^{かく}弁護士^の早世を記さざるを得ないことを悲しく残念に思う。今村弁護士は、その著書名自身にもあるように、『冤罪弁護士』として名を馳せられたが、昨2022年の8月20日ごろ自宅で病死か亡くなられたという。享年59歳。喪主は母上^{ひろこ}宙子^こさんとのこと。詳細は、2022年11月1日付東京新聞TOKYOWeb, JUNPO Vol.74（遺影と先輩の清水洋二氏による追悼）、東電108など。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）